

平成21年3月24日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官 小林利光

平成17年(行ウ)第6号 警乗手当請求事件

口頭弁論終結の日 平成20年12月22日

## 判 決

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

## 主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

## 事実及び理由

### 第1 請求

#### 1 主位的請求

被告は、原告に対し、1万3600円を支払え。

#### 2 予備的請求

被告は、原告に対し、31万3600円及びこれに対する平成14年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

### 第2 事案の概要

本件は、愛媛県警察の職員である原告が、愛媛県警察鉄道警察隊に所属していた平成11年10月28日から平成13年1月17日までの間合計8回(平成11年10月28日、同年12月18日、平成12年1月17日、同年2月19日、同年3月17日、同年6月12日、同年9月1日、平成13年1月17日、以下「本件請求日」という。)にわたり、県外での列車警乗の職務に従事したにも関わらず、日当である警乗旅費(1回1700円)が支払われていないと主張して、主位的に、被告に対し、警察庁旅費取扱規則8条に基づき、1万3600円の支払を求め、原告の上司らが、意図的に旅費支給手続を無視したことにより原告に前記旅費に相当する金額の損害及び精神的苦痛を与えたと主張して、予備的に、被告に対し、国家賠償法1条1

項に基づき、損害金31万3600円及びこれに対する不法行為後の日である平成14年4月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

## 1 法令の定め等

- (1) 警察法は、都道府県警察に要する警衛及び警備に要する経費で、政令で定めるものは、国庫が支弁すると定め（37条1項7号）、警察法施行令は、長距離にわたる移動警察に必要な経費は、国庫が支弁すると定める（2条7号）。
- (2) 警察法は、警察官は、二以上の都道府県警察の管轄区域にわたる交通機関における移動警察については、関係都道府県警察の協議して定めたところにより、当該関係都道府県警察の管轄区域内において、職権を行うことができることと定め（66条1項）、移動警察規則は、都道府県警察は、実施計画を作成し、これに従って移動警察を実施し、二以上の都道府県警察の管轄区域にわたる移動警察の実施計画については、警察法66条1項の規定に基づき、あらかじめ関係都道府県警察と協議の上作成すること、都道府県警察は、警察庁長官の定めるところにより、実施計画及びそれに基づく移動警察の実施結果等を警察庁及び管区警察局へ報告するものとすることを定める（3条）。
- (3) 国家公務員等の旅費に関する法律（以下「国家公務員等旅費法」という。）は、職員が出張（職員が公務のため一時その在勤官署を離れて旅行すること。2条1項6号）した場合は旅費を支給し（3条1項）、旅費である日当は、旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給すること（6条1項、6項）、上記旅行は旅行命令権者の発する旅行命令等によって行わなければならないこと（4条1項1号）、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができること（5条3項）、旅費の支給を受けようと

する旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出官等に提出しなければならないことを定める（13条1項）。

(4) 警察庁旅費取扱規則は、国家公務員等旅費法4条で規定する旅行命令等の権限は県警本部長に委任すること、県警本部長は、前記委任を受けた旅行命令等の権限の一部を部下の職員に委任することができること（2条2号、4条）、職員が移動警察用務のために旅行する場合は、1700円の額の日当を支給することを定める（8条）。

(5) 愛媛県警察鉄道警察隊組織及び運営規程は、鉄道警察隊は、鉄道施設における警らに関する事、鉄道施設における雑踏警備の実施に関する事、列車への警乗の実施に関する事などの事務をつかさどること（3条1号、3号、4号）、列車警乗は、警察庁が指定する列車警乗行路表及び本部長が定める列車警乗計画により行うものとする事（9条）を定める。（甲2.5）

2 前提事実等（争いのない事実及び証拠（各項末尾に掲記したもの）及び弁論の全趣旨から明らかに認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告は、昭和42年4月、愛媛県警察の職員となり、平成11年2月から、愛媛県警察本部（以下「県警本部」という。）生活安全部地域課（以下「県警本部地域課」という。）鉄道警察隊（以下、単に「鉄道警察隊」という。）に所属して列車警乗などの職務に従事してきた。

イ 被告は、警察法38条1項に基づき、愛媛県知事の所轄の下に愛媛県公安委員会を置いている。愛媛県公安委員会は、同条3項に基づき、愛媛県警察を管理している。

ウ T（以下「T」という。）は、平成11年2月中旬ころから平成12年3月まで、鉄道警察隊の隊長の職務に従事した。S（以

下「S」という。)は、平成12年3月から平成13年3月まで、鉄道警察隊の隊長の職務に従事した。

(乙12, 13, 争いが無い)

(2) 平成13年4月以降の原告に対する警乗旅費の支給等

ア 原告は、平成13年4月以降、別紙「平成13年4月以降の列車警乗」の「旅行期間」欄記載の期間に、「用務先」欄記載の場所へ向かう電車で、列車警乗勤務を行った(以下、愛媛県以外の県を用務地とする列車警乗を「県外警乗」という。)

イ 原告が行った前記県外警乗に関して、「旅行命令簿」、「支出負担行為即支出決定決議書」、「債主内訳書」、「旅費精算請求書」、「支出負担行為差引簿」、「支出負担行為補助簿」、「支出決定簿」(以下、併せて「旅行命令簿等」という。)が作成され、県警本部は、これを保管していた。

ウ 県警本部は、警察庁旅費取扱規則8条に基づき、前記原告が行った県外警乗の旅費(日当1700円)を、原告の銀行口座に振り込んだ。

エ 原告は、平成13年4月以降行った県外警乗に関して、平成13年から平成16年までの手帳に、行き先、時間を記載した。

(甲15ないし18, 乙8の1ないし4, 弁論の全趣旨)

(3) 鉄道警察隊の勤務態勢等

平成11年度及び平成12年度の鉄道警察隊は、当務(午前9時から翌日午前9時まで勤務し、翌日は非番、翌々日は休み又は通常勤務若しくは深夜勤務となる勤務)、深夜勤務(午後7時から翌日午前9時までの勤務)、通常勤務(午前9時から午後5時45分までの勤務)の変則3交替制勤務であった。平成13年4月以降、鉄道警察隊は、変則3交替制勤務から毎日勤務に変わった。

(争いが無い)

3 争点

(1) 警察庁旅費取扱規則 8 条に基づく日当の支払請求 (主位的請求)

原告は本件請求日に用務地を多度津とする県外警乗勤務を行い、これらに対する警察庁旅費取扱規則 8 条に基づく日当の支払請求ができるか (争点 1)

(2) 国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償請求 (予備的請求)

ア 原告の上司は、原告の旅費支給手続を意図的に無視したか (争点 2)

イ 損害額 (争点 3)

ウ 消滅時効 (争点 4)

4 争点に対する当事者の主張

(1) 争点 1 (原告は本件請求日に用務地を多度津とする県外警乗勤務を行い、これらに対する警察庁旅費取扱規則 8 条に基づく日当の支払請求ができるか) について

(原告の主張)

ア 本件請求日における県外警乗勤務の有無

(ア) 平成 11 年度及び平成 12 年度当時、鉄道警察隊では警乗業務を計画的に実施することは人員態勢上不可能であり、実際、日常的、計画的な警乗業務は行われていなかった。このような状態であったため、玉岡及び鈴木は、原告ら鉄道警察隊員に対し、警乗を行うよう指示、督励した。原告は、人員態勢上困難であっても、警乗を行うことが鉄道警察隊員の当然の職務であり、上記隊長の指示、督励に応えるものであったことから、本件請求日に多度津まで県外警乗勤務を行った。

(イ) 原告は予定や毎日の行動を手帳に記載していた。原告の平成 11 年から平成 13 年までの手帳には、本件請求日に多度津まで行った旨の記載がある。

イ 本件請求日に県外警乗勤務を行ったことに対する警察庁旅費取扱規則 8 条に基づく日当支払請求の可否

(ア) 県外警乗の性格は、国家公務員等旅費法の旅行とは性格が異なる。すなわち、国家公務員等旅費法が定める旅行とは、主として臨時的散発的な用務が想定されており、県外警乗のように当該公務員が所属する庁が法令上、本来的業務として一定の計画のもとに日常的、継続的に実施すべき用務を「旅行」として想定したものでないと解される。また、国家公務員等旅費法にいう「旅費」支給の趣旨は、原則として実費支給の性質を持つものであるが、警乗旅費は、実費支給の性質を有していない。むしろ、その性格は、警察官に支給される特殊勤務手当に近い実態を有する。

このように、県外警乗の性格が、国家公務員等旅費法の旅行とは性格が異なるものであることからすると、警乗旅費の支給手続が、旅費法の手続によることとされているにせよ、厳格、形式的に国家公務員等旅費法による支給手続の遵守を要求し、その規定によらない限り会計処理上、警乗旅費を支給できないとするは適切ではない。

(イ) 原告は、本件請求日に、警乗の業務に従事する意思をもって、実際に県外警乗勤務に相当する業務を実施した。これらの県外警乗は、個別に旅行命令権者の指示を受けて実施したものではない。しかし、原告は、県外警乗を行った事実及びその具体的内容を活動日誌に記載して上司に報告していた。

そして、平成11年度及び平成12年度当時、鉄道警察隊では警乗業務を計画的に実施することは人員態勢上不可能であり、実際、日常的、計画的な警乗業務は行われていなかった。このような状態であったため、一及びSは、原告ら鉄道警察隊員に対し、警乗を行うよう指示、督励した。原告は、人員態勢上困難であっても、警乗を行うことが鉄道警察隊員の当然の職務であり、上記隊長の指示、督励に応えるものであったことから、本件請求日に多度津までの県外警乗勤務

を行ったのである。

したがって、T 及び S が、原告を含む鉄道警察隊員に警乗の実施を督促しておきながら、警乗を実施し、その旨を活動日誌に記載していた原告に対し、T 及び S から個別の指示を与えていなかったことを理由に県外警乗と評価せず、旅費を支給しないことは、鉄道警察隊隊長の服務監督権限を恣意的に濫用するものであることは明らかであって、到底許されない。

(ウ) 以上によれば、原告が本件請求日に行った県外警乗は、旅行命令権者において旅費を支給すべく取り扱われる適格性を有する職務である。

ウ よって、原告は、被告に対し、主位的に、警察庁旅費取扱規則 8 条に基づき、本件請求日に係る日当である警乗旅費合計 1 万 3 6 0 0 円 (1 7 0 0 円 × 8 回分) の支払を求める。

(被告の主張)

ア 本件請求日における県外警乗勤務の有無

(ア) 原告が本件請求日に県外警乗勤務を行ったとの事実を否認する。原告は、警乗業務が鉄道警察隊員の当然の業務であるにもかかわらず、ほかの隊員が警乗勤務を行わなかったことから、本件請求日に県外警乗を行ったと主張する。しかし、変則 3 交替制勤務であった当時、原告にはほかの鉄道警察隊員の勤務状況を知るすべがなかったはずである。また、原告は、県内での警乗を一切行っていないことや、県外警乗の用務地は全て多度津であることなどからすると、原告の上記主張は不自然である。

(イ) 原告が主張する手帳に記載された警乗の記録は、後日挿入されたような不自然な形跡が認められ、信用できない。

イ 本件請求日に県外警乗勤務を行ったことに対する警察庁旅費取扱規則

8条に基づく日当支払請求の可否

(ア) 警乗旅費は、国家公務員等旅費法に規定する日当として、旅行中の日数に応じ、一日当たりの定額により支給される旅費であり、一回につき支給されるものではない。特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが相当でないと思えられるものに従事する職員に支給される給与である（職員の給与に関する条例）。両者は異なる根拠に基づき、異なる要件及び手続で支給されるものである。

また、県外警乗に従事した場合は、職員の特殊勤務手当に関する条例19条1項10号に規定する警ら作業に従事したときに当たり、警ら作業という特殊勤務手当が支給されるとともに、国家公務員等旅費法に基づく警乗旅費が支給されることになっている。

(イ) したがって、警乗旅費は特殊勤務手当に近い実態を有するとの原告の主張は失当である。

(2) 争点2（原告の上司は、原告の旅費支給手続を意図的に無視したか）について

(原告の主張)

ア 県外警乗は、鉄道警察隊の本来的業務であるから、県警本部地域課課長や鉄道警察隊隊長は、実現可能な警乗実施計画を立て、警乗を実施するよう鉄道警察隊員を指導し督励する義務がある。また、鉄道警察隊員が、県外警乗に従事した場合、活動日誌の記載から県外警乗の実施を確実に把握し、確実に旅費が支給されるよう会計手続を行う注意義務がある。

イ 県警本部地域課課長や鉄道警察隊隊長である T 及び S は、活動日誌によって原告が本件請求日に県外警乗を行ったことを認識したにもか

かわらず、これを殊更無視し、旅費支給手続を採らなかった。それは、裏金作りのため、架空の県外警乗実施計画を策定し、架空の警乗実績に基づき旅費を請求していたため、原告が県外警乗を行ったとしても支給手続に乗せることができなかつたからである。

ウ 上記加害行為は、裏金作りに協力しないことを警察官の誇りとし、警察官人生の支えとしてきた原告に対し、差別的な取扱いをすることであり、重大な精神的な苦痛を与えた。

エ なお、平成11年度、平成12年度に警乗旅費の支給を受けたとされる鉄道警察隊員の証人尋問と旅行命令簿の開示は、上記警乗実施の仮装及び架空の警乗実績に基づく旅費の請求の事実を立証するために不可欠の証拠であるから、原告は、上記の証人尋問を申請し、上記旅行命令簿につき文書提出命令を申し立てる。

(被告の主張)

Ｔ及びＳが原告に対して県外警乗を指示しなかつた理由は、原告が県外警乗を行うことに不安を抱いていたからである。そして、Ｔ及びＳらは、精神的・肉体的に不安定な状態にあり警乗業務を嫌っていた原告のことを心配し、朝夕鉄道警察隊事務所に出向き、なるべく多くのコミュニケーションを原告と取るように心掛けながら、その勤務状態を確認するとともに、勤務日誌で活動状況を逐次把握していた。そのような状況の中で、指示していない県外警乗勤務が原告の活動日誌に記載されていれば、Ｔ及びＳには、必ず原告に対して本当に県外警乗を行ったか否かを確認していたはずである。しかし、そのようなことは全くなかつたのであり、Ｔ及びＳらが旅費の支給手続を行うことを意図的に無視したなどとする原告の主張は失当である。

(3) 争点3 (損害額) について

(原告の主張)

ア 上司の加害行為により原告は得べかりし利益である本件請求日に係る警乗旅費に相当する1万3600円の損失を被った。

また、原告は上記加害行為により精神的苦痛を被った。その苦痛を慰謝するためには30万円が相当である。

イ よって、原告は、被告に対し、予備的に、国家賠償法1条1項に基づき、損害金31万3600円及びこれに対する不法行為後の日である平成14年4月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(被告の主張)

否認する。

(4) 争点4 (消滅時効) について

(被告の主張)

ア 原告は、平成20年4月17日、原告の上司らが裏金作りのために故意に原告の旅費請求手続を無視するという違法行為により原告に精神的苦痛を与えたと主張して、国家賠償法1条1項に基づき慰謝料30万円の請求を追加した。

イ 原告は、上記慰謝料請求について、遅くとも平成17年3月4日(本訴提起日)までには損害及び加害者を認識しており、上記請求の追加までに3年以上が経過している。

ウ 原告は当初、原告の上司らが不作為による違法行為を行ったことにより、警乗旅費相当分の利益を失ったとして、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき1万3600円の支払を請求していたが、前記追加的請求は従来の国家賠償法1条1項に基づく請求とは別個の訴訟物であり、当初の請求によって時効が中断することはない。

エ 被告は、原告に対し、平成20年5月14日到達の書面で、上記時効を援用するとの意思表示をした。

(原告の主張)

上記ア及びエは認め、イ、ウは否認する。

慰謝料請求の訴訟物は、当初の請求の訴訟物と同一であり、消滅時効は中断している。

### 第3 当裁判所の判断

1 争点1 (原告は本件請求日に用務地を多度津とする県外警乗勤務を行い、これらに対する警察庁旅費取扱規則8条に基づく日当の支払請求ができるか) について

(1) 証拠 (甲9, 10, 15ないし18, 乙5, 6, 7の1ないし3, 証人ア, 原告本人 (第1, 2回)) 及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告は、鉄道警察隊に配属された際、同僚から、警乗、駅頭警戒などが鉄道警察隊の職務になるとの説明とこれらに関する指導を受けた。

イ 手帳の作成経緯等

(ア) 原告は、昭和58年ころから、自分の行った行動の記憶を将来呼び起こすため、行動状況などを手帳に記載するようになった (以下、この手帳を「本件手帳」といい、年号によって特定する。)。原告は、手帳に、毎月の勤務指定表 (勤務計画表) に指定された勤務内容や家族関係、友人関係などの私的な事項を記載していた。

(イ) 平成11年度及び平成12年度は、鉄道警察隊では変則3交替制勤務が採られていた。平成13年4月以前の本件手帳 (平成11年, 平成12年, 平成13年) の日付けの付近には、当務の場合の「ト」、通常勤務の場合の「日」の記載がある。

ウ 本件手帳 (平成11年, 平成12年, 平成13年, 平成14年, 平成15年, 平成16年) の記載内容等

(ア) 平成11年から平成14年度及び平成16年度の手帳は同形式の手

帳である。これらの手帳の表紙の右下には西暦が記載されている。また、見開きに一月の予定を記載することができ、各ページの左端には日付けがあり、その横に予定が書き込めるようになっている。平成15年の手帳は、見開きに10日ごとの予定が書き込めるようになっている。

- (イ) 本件手帳のほぼ全ての日欄に、時間を表す数字、予定を表す事項が書き込まれている。
- (ウ) 本件手帳の平成11年10月28日欄には、「11:30~16:09 ㊟」という記載が、同年12月18日欄には、「11:30~16:09 ㊟」という記載が、平成12年1月17日欄には、「10:22~15:09 ㊟度津」という記載が、同年2月19日欄には、「10:22~16:09 ㊟」という記載が、同年3月17日欄には、「10:22~15:15 ㊟」という記載が、同年6月12日欄には、「11:27~16:12 ㊟度津」という記載が、同年6月24日欄には、「11:27~16:12 ㊟度津」という記載が、同年9月1日欄には、「11:27~16:12 ㊟度津」という記載が、平成13年1月17日欄には、「10:22~15:15 ㊟度津」という記載がある。
- (エ) 本件手帳の平成13年4月12日欄には、「10:22~16:14 ㊟松」という記載が、同年5月12日欄には、「10:22~15:20 多度津 (丸で囲まれている。)」という記載が、同年5月30日欄には、「11:25~16:08 多度津」という記載が、同年6月1日欄には、「11:26~16:00 ㊟度津」という記載が、同年7月30日欄には、「13:21 多度津 (横線が記載されている。)」という記載が、平成13年8月9日欄には、「9:22 ㊟松」という記載が、同年11月6日欄には、「11:10~16

: 00 ④度津」という記載がある。

エ 警乗手当は、活動日誌の記載に基づき、県警本部地域課の担当者、会計課の担当者などによる所定の手続を経て支給されるが、その際、県警本部地域課課長の作成による勤務整理簿が作成される。

(2) 以上の事実が認められるところ、原告は、本件手帳の平成11年10月28日から平成13年1月17日の記載は、いずれも、県外警乗勤務を行った記載である旨主張する。

しかし、原告は、上記の県外警乗は、自らの意思で行ったものであり、隊長から県外警乗の命令を受けて行ったものではない旨を述べている（原告本人（第1回））ほか、平成11年10月28日から平成13年1月17日までの間、鉄道警察隊の隊長であった T 及び S は、いずれも、隊長に就任していた時期に、原告への対応については、特別の配慮、注意を求められていたため、県外警乗を命じなかったとか、その就業状況については注意していたが、日々の行動を記載して報告する原告の活動日誌には、当時、県外警乗をした旨の記載がなかったなどと証言する。

原告は、平成13年4月以降は、隊長から命じられて県外警乗についてシフト表を作成し、それに従って県外警乗をしていたこと（原告本人（第2回））が認められるところ、同月以降の勤務整理簿（乙5、7の1ないし3）には、県外警乗を示す「出」の記載があり、本件手帳の応答日にもその記載がある（甲15ないし18）。したがって、原告が述べるとおり原告が県外警乗をし、それを活動日誌に記載して提出すれば、県警本部地域課の担当者、会計課の担当者などを経て、勤務整理簿の該当日に「出」の記載がされるはずであるところ、原告が主張する平成13年1月17日の県外警乗については、勤務整理簿（乙5）の該当日が空白であり、「出」の記載がなく、同日は、活動日誌に原告の県外警乗の記載がなかったことをうかがわせ、証人 T 及び同 S の前記各証言と符合する。

したがって、平成13年1月17日についてみると、自らの意思で県外警乗をし、その旨の活動日誌を提出しておいたという原告の主張は、信用性に疑問を残すことになる。さらに、原告の勤務整理簿（乙5）の同日欄に「出」の記載がないことからすると、同日には、原告は県外警乗をしていなかったものとも考えられ、県外警乗をした旨の本件手帳の同日の記載は、直ちに信用することができない。

以上によれば、平成13年1月17日以外の本件請求日に係る本件手帳の記載についても、それらを裏付ける証拠がないから、直ちに信用することはできず、仮に、原告が、一部について県外警乗をしたことがあったとしても、その回数、合計金額を確定することもできない。

なお、原告は、当時の鉄道警察隊の人員態勢からしても、原告が県外警乗勤務をしたことが裏付けられるとするが、原告において、県外警乗勤務が自らの自主的判断によると主張する本件では、人員態勢の如何が上記認定に消長を来すものとはいえない。

- (3) 加えて検討するに、国家公務員等旅費法は、職員が出張（職員が公務のため一時その在勤官署を離れて旅行すること。2条1項6号）した場合は旅費を支給し（3条1号）、旅費である日当は、旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給すること（6条1項、6項）を定め、国家公務員等旅費法を実施するための警察庁旅費取扱規則は、職員が移動警察用務のために旅行する場合は、1700円の額の日当を支給することを定める（8条）。そして、その支給手続について、国家公務員等旅費法は、旅行は旅行命令権者の発する旅行命令等によって行わなければならないこと（4条1項1号）、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができること（5条3項）を、警察庁旅費取扱規則は、旅行命令等の権限は県警本部長に委任すること、県警本部長は、前記委任を受けた旅行命令等の権

限の一部を部下の職員に委任することができること（2条2号，4条）を定めている。

そうすると，前記認定のとおり，原告の主張によっても，原告は，本件請求日に上司から個別具体的な指示を受けたものでなく，自らの意思で県外警乗勤務を行ったというのであり，上司から旅行命令が発せられていたわけではなかったから，仮に，原告がその主張の一部について実際に県外警乗勤務をしたことがあったとしても，それは，原告が警察庁旅費取扱規則に基づく手続を行って本件請求日に県外警乗勤務を行ったものではなかったというべきである。

なお，Tは，鉄道警察隊隊長に着任した際，鉄道警察隊員に対し，警乗勤務の実施要領を説明したと証言し，Sも，鉄道警察隊隊長に着任した際，鉄道警察隊員に対し，1日1回警乗勤務を行うよう指示した旨証言するが，警乗勤務には県外警乗勤務だけでなく県内警乗勤務もあることや警察庁旅費取扱規則は個別具体的な旅行命令を想定していると解することができることなどに照らすと，前記説明や指示が旅行命令に当たるとはいえない。

したがって，仮に，原告が，本件請求日に県外警乗勤務を行ったとしても，警察庁旅費取扱規則8条に基づく請求をすることはできない。

この点，原告は，県外警乗勤務が，国家公務員等旅費法の定める旅行とは性格が違うものであることなどを理由に，旅行命令等がなくても旅費を支給すべきである旨主張するが，前記のとおり，警乗旅費の支給手続等を定める警察庁旅費取扱規則は，国家公務員等旅費法を実施するために定められたものであるから，警乗勤務が国家公務員等旅費法に定める旅行と性格が異なるものであるとはいえず，原告の主張は前提を欠くものというべきである。また，原告は，原告の上司らの服務監督権限の濫用などを理由に，原告に対して警乗旅費が支払われるべきである旨も主張するが，上司

の服務監督権限の濫用は、国家賠償法に基づく請求を根拠づける理由になっても、警察庁旅費取扱規則に基づく請求を根拠づける理由にはならないというべきである。

(4) 以上によれば、警察庁旅費取扱規則8条に基づく原告の主位的請求は理由がない。

2 争点2 (原告の上司は、原告の旅費支給手続を意図的に無視したか) について

(1) 前記認定事実等によれば、原告は、本件請求日に県外警乗勤務を行ったことについて、上司から個別具体的な指示等を受けていなかった上、原告の活動日誌には、県外警乗をした旨の記載がされていなかった様子が認められ、警察庁旅費取扱規則に定める手続が採られていなかったものと考えられるから、原告の上司が、原告の旅費支給手続を意図的に無視したとはいえず、他にその事実を認めるに足りる証拠はない。

(2) 原告は、活動日誌により県外警乗を行ったことを報告していたから、旅行命令権者において旅費の支給手続をなす義務があると主張する。

しかし、前記認定のとおり、原告は本件請求日に活動日誌により県外警乗を報告していなかったと推認される上、仮に、原告が本件請求日における県外警乗勤務を活動日誌に記載していたとしても、上司から個別具体的な指示等を受けていなかったので、警察庁旅費取扱規則に定める手続を経ない旅費支給手続を採ることはできないから、原告の主張は採用できない。

また、原告は、原告の上司が警乗旅費の予算を裏金化するため原告の活動日誌を黙殺したとも主張するが、そのような主張事実を認めるに足りる証拠はない。

(3) なお、原告は、平成11年度及び平成12年度における鉄道警察隊員の県外警乗勤務の実態等を立証し、ひいては警乗旅費の裏金化を証明しようとするが、それらの事実は、事前の旅行命令もなく、活動日誌による事後

報告もされず、自己の意思だけで県外警乗をしていたと主張する本件の事案においては、警察庁旅費取扱規則に定める手続に従って本件請求日に県外警乗勤務を行ったとの事実を証明するものとはなり得ない。したがって、上記立証のためにする鉄道警察隊員の証人尋問申請及び文書提出命令の申立てはいずれもその必要性がない。

- 3 したがって、その余の点につき判断するまでもなく、原告の予備的請求は理由がない。
- 4 以上によれば、原告の主位的及び予備的請求はいずれも理由がないから、棄却することとし、主文のとおり判決する。

松山地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 高 橋 正

裁判官 永 谷 幸 恵

裁判官 和 田 将 紀

(別紙)

当事者目録

松山市

原	告	仙	波	敏	郎
同訴訟代理人弁護士		薦	田	伸	夫
同		今	川	正	章
同		高	田	義	之
同		東		俊	一
同		山	口	直	樹
同		水	口		晃
同		中	川	創	太
同		中	尾	英	二
同		村	上	勝	也
同		臼	井		満
同		野	垣	康	之
同		清	水		勉
同		西	嶋	吉	光
同		岡	林	義	幸
同		石	光	真	理

上記西嶋吉光

訴訟復代理人弁護士 古 田 真 久

松山市一番町4丁目4番地2

被	告	愛	媛	県
同代表者知事		加	戸	行
同訴訟代理人弁護士		村	田	一
同		武	田	治

同	田	所	邦	彦
上記被告指定代理人	高	市中	宅	治
同	田	中	克	幸
同	白	田	英	樹
同	篠	原	政	紀
同	熊	野	雅	仁
同	細	田	ま	る
同	村	岡	祥	多
同	三	多	弘	幸
同	立	花	忠	樹
同	広	川	孝	敏
同	大	塚	信	徹
同	川	留		宏

(別紙)

平成13年4月以降の列車警乗

用務先	旅行期間	用務先	旅行期間	用務先	旅行期間
高松市	平成13年4月12日	高松市	平成15年6月3日	多度津町	平成16年3月10日
多度津町	平成13年5月12日	多度津町	平成15年6月16日	高松市	平成16年3月11日
多度津町	平成13年5月30日	多度津町	平成15年6月17日	多度津町	平成16年4月12日
多度津町	平成13年6月1日	観音寺市	平成15年6月23日	多度津町	平成16年4月19日
多度津町	平成13年6月12日	多度津町	平成15年6月26日	多度津町	平成16年4月26日
多度津町	平成13年7月30日	多度津町	平成15年6月30日	多度津町	平成16年5月8日
高松市	平成13年8月9日	多度津町	平成15年7月7日	多度津町	平成16年5月13日
多度津町	平成13年11月6日	多度津町	平成15年7月11日	多度津町	平成16年5月25日
多度津町	平成13年12月5日	多度津町	平成15年7月28日	多度津町	平成16年6月8日
多度津町	平成14年1月30日	多度津町	平成15年7月29日	多度津町	平成16年6月16日
多度津町	平成14年4月12日	多度津町	平成15年8月14日	多度津町	平成16年6月23日
多度津町	平成14年6月7日	多度津町	平成15年8月20日	多度津町	平成16年6月30日
多度津町	平成14年6月13日	多度津町	平成15年8月27日	高松市	平成16年7月2日
多度津町	平成14年8月1日	多度津町	平成15年9月2日	多度津町	平成16年7月5日
高松市	平成14年11月25日	多度津町	平成15年9月4日	多度津町	平成16年8月17日
高松市	平成14年12月6日	丸亀市	平成15年9月26日	高松市	平成16年8月26日
多度津町	平成14年12月12日	多度津町	平成15年10月1日	多度津町	平成16年9月2日
多度津町	平成15年1月15日	多度津町	平成15年10月14日	多度津町	平成16年10月14日
多度津町	平成15年1月21日	多度津町	平成15年11月6日	多度津町	平成16年10月15日
多度津町	平成15年2月5日	多度津町	平成15年11月20日	観音寺町	平成16年10月22日
多度津町	平成15年2月17日	多度津町	平成15年11月27日	多度津町	平成16年10月28日
高松市	平成15年2月21日	多度津町	平成15年12月25日	多度津町	平成16年11月15日
多度津町	平成15年2月24日	多度津町	平成16年1月16日	高松市	平成16年12月1日
多度津町	平成15年2月27日	多度津町	平成16年1月23日	多度津町	平成16年12月9日
多度津町	平成15年3月18日	多度津町	平成16年1月29日	多度津町	平成16年12月13日
多度津町	平成15年3月26日	多度津町	平成16年2月12日	多度津町	平成16年12月17日
高松市	平成15年4月1日	多度津町	平成16年2月17日	多度津町	平成17年1月7日
多度津町	平成15年4月14日	多度津町	平成16年2月20日		
高松市	平成15年5月19日	多度津町	平成16年3月9日		

これは正本である。

平成21年3月24日

松山地方裁判所

裁判所書記官 小林利光

